

朝霞市景観計画の変更箇所一覧表

ページ及び項目	変更後	変更前
表紙 景観計画変更日	<u>令和4（2022）年 3月 変更</u>	<u>令和3（2021）年 10月 変更</u>
33ページ 各ゾーンの届出対象行為の表 表内の「※」の番号	敷地面積※2が500㎡以上のもの※3 ただし※4については高さが15mを超えるもの	敷地面積※2が500㎡以上のもの____ ただし※3については高さが15mを超えるもの
33ページ 各ゾーンの届出対象行為の表 欄外の注釈	<p>※3 以下の場合は届出不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積が3,000㎡未満の開発区域において、複数の宅地にそれぞれ一戸建て住宅を建築する場合 ・面積が500㎡以上の敷地に、延べ面積50㎡以下の小規模建築物（倉庫等）を建築する場合 ・面積が500㎡以上の敷地に、高さ10m以下かつ延べ面積200㎡以下の一戸建て住宅を建築する場合。なお、既存建築物に接して増築する場合は、既存建築物及び増築建築物（渡り廊下を含む）全体の延べ面積で判断する ・建築協定又は景観協定が認可されており、当該協定内に朝霞市景観計画の色彩基準等を遵守する旨の記載がある場合 ・その他、景観へ与える影響が軽微な建築物を建築する場合 <p>ただし、いずれの場合も「(4) 色彩基準」に適合し、「(3) 景観づくり基準」に配慮したものとすること。なお、建築物を増築、改築又は移転したり、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う際も、上記と同様とする。</p> <p>※4（省略）</p>	(追加)
34ページ 水と緑を活かすゾーン及び商業にぎわいゾーンの届出対象行為のイメージ 工作物の図の右側の「※」の番号	ただし※4については高さが15mを超えるもの	ただし※3については高さが15mを超えるもの